

第1号議案

平成30年度に実施した事業の概要

概況

平成30年度は当協会にとって、10月24日に創立50周年を迎えた記念すべき年であった。会員各社のご協力の基に無事滞りなく諸行事及び記念品の贈呈などを実施し、全国の関係者から多くの祝福と謝意が寄せられた。

国内では、70年ぶりとなる漁業法の改正もあり、新水産基本計画法に基づく政策が策定され、人・船・資源の構造改革を進め、水産業を成長産業化し、水産日本の復活を目指すとの目標が掲げられた年であった。

平成30年度（2018年度）の遠洋トロール漁業等を取り巻く環境は、環境保護団体等による過激な活動に伴う資源管理の厳格化や温暖化に伴う海洋環境の変化による資源変動など、漁業経営が年々厳しさを増す状況下で漁獲が大幅に減少した。

水産生物資源や海洋環境も世界的な規模で大きく変わりつつあり、日本ではサケやイカなどが大不漁となり、特にイカは世界的に未曾有の大不漁に見舞われた。遠洋トロール漁船等の漁場である天皇海山において主対象魚種のキンメダイ漁獲は平年並みであったが、クサカリツボダイについては資源回復が見られず、引き続き関係漁業者の経営にとっては厳しい状況であった。他方、天皇海山漁場の代替としてのNAFO(北大西洋漁業機関)水域操業は3年目に入り、主対象魚種のカラスガレイや赤魚の漁獲は順調に推移した。更に、SIOFA(南インド洋漁業委員会)水域においても一定の操業継続の目途が立った。加えて原油の価格も一昨年と比べ比較的安定し、魚価は高い状況が続くなど明るい材料もあった。

全般的に厳しい経営環境の下、当協会会員による平成30年度（2018年度）の操業実績は、各国の200海里内及び公海水域を含め延べ隻数17隻、総生産金額122億円、総漁獲量38,300トン（合弁事業を含む）であり、前年実績から4,900トン減少した。

当協会は、遠洋トロール漁業等の存続と再生に不可欠な魅力ある漁場の維持・開発を第一の中心事業として実施した。公海漁場規制が強まる中で遠洋トロール漁船団の安定的な操業維持のためには、利用可能な複数の漁場の組み合わせが必要不可欠である。その一環として諸外国の200海里水域での操業の機

会の再確保、利用を検討することが必要であり、遠洋漁業対策として沿岸国の諸制度を活用した入漁の実現が図られるような制度的工夫（サスペンド制度など）及び外地から直接海外へ漁獲物が輸出できるよう漁船の衛生登録や漁獲物の衛生証明書の発行促進について、水産庁、関係省庁や与党の水産部会などへ提言、要請を行った。漁獲物の輸出先国である中国における漁船の衛生登録については、水産庁と中国当局との協議により、水産庁の発行した漁船の衛生登録証明書が中国当局で承認され、第 68 福吉丸が第一号として中国において登録された。しかしながら、その漁獲物の衛生証明書については、現在も中国当局と協議中であり、残念ながら未だ解決には至っていない。

また、遠洋トロール漁業等は、公海漁場等における我が国の水産物の生産手段として重要な役割と使命を担っている。当協会は、漁船漁業再構築のため各種委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業等の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁への働きかけを行った。

加えて現在、当協会会員の操業対象水域である NPFC（天皇海山）、NAFO、CCAMLR、SEAFO、SIOFA 水域を管理する関係国際機関の会議等及びナミビア水域での合弁事業など当該水域での操業の維持確保のため当協会から担当者を派遣し、官民協力して漁場、操業機会の確保に努めた。

また、水産資源以外の生物種の保護やその生息環境の保護を求める環境保護活動が年々強まる中であって、国内においては海洋保護区設定のための自然環境保全法改正に当たり意見陳述を行い、対外的には（一社）大日本水産会と共に ICFA（国際水産団体連合会）や FAO に対し、水産資源の利用確保手段としてトロール漁業など漁船漁業の活動の重要性を訴え理解を求めた。

I. 国際対策事業

平成 30 年度（2018 年度）も二国間の政府間協議、民間協議、多国間の国際会議等に代表を派遣し、割当確保、操業規制への対応、漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

1. 北方水域関係

(1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

①本条約は 2015 年 7 月に正式に発効し、現在の加盟国および地域は、日本、

カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国、バヌアツである。

2018年4月、VME科学小委員会、底魚科学小委員会、第2回科学委員会が開催され、8月には東京で第4回本会合が開催された。天皇海山でのクサカリツボダイの漁獲が2012年の豊漁を最後に極端な不漁が続いていることから、昨年(2018年)米国はNPFICに対し、クサカリツボダイとキンメダイのモラトリウムを提案した。これに対し日本は、クサカリツボダイの資源管理は従来の手法では出来ないことから、「順応的管理」を提起し、メンバー国から受け入れられた。これを踏まえて日本提案のクサカリツボダイ管理のためのモニタリング調査の実施が認められ、2019年以降は通常期は資源の現状に合わせ日本向け500トン、韓国向け200トンの漁獲上限を設定することとなった。また、3月から6月にモニタリング調査を実施し、一定の基準値を超えた場合に漁獲実績に基づき既存漁場の半分を閉鎖するとともに、漁獲上限を日本向け10,000トン、韓国向け2,000トンとする措置が定められた。一方、キンメダイの資源管理についてはコッドエンドの最小内径を130mmとする措置が合意された。

②天皇海山における2018年(暦年)の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは793トン、キンメダイ2,650トン、全体で4,499トンと、2012年の豊漁から6年連続で水揚げ量が低迷した。天皇海山における資源管理措置の効果が待たれる結果となっている。

(2) ベーリング公海条約

2018年10月1日から10月14日まで第22回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。同海域では1993年から25年間に亘ってモラトリウムが実施されてきている。今回も、漁獲可能水準(AHL)はゼロとされ、2019年も引き続きモラトリウムを継続することになった。EUがメンバーとして参加することを希望したが、ロシアなどの反対で加盟は見送られた。

2. 南方水域関係

(1) NAFO(北西大西洋漁業機関)

2017年に完了したカラスガレイの資源管理戦略評価(MSE)の下で、2018年漁期の日本の漁獲枠は、2017年に比べカラスガレイは129トン増の1,253トンとなったものの、2019年の日本の漁獲枠は1,255トンの微増にとどまった。また、アカウオ550トンと前年同となった。2016年からNAFO水域で操業を開始した当協会会員所属の第六十八福吉丸の操業の安定化を図るため、引き続きカナダとの間で協力事業を実施し、2018年はカナダとの間でカラスガレイ150トンに移譲し、赤魚412トン、マコガレイ(yellowtail flounder)1,000トン、タラ89トンを譲り受けることとなった。

(2) CCAMLR (南極生物保存条約)

日本のオキアミ漁船が撤退した同海域では、メロ対象の底はえ縄漁船 1 隻が操業中である。2018 年 10 月に開催された年次会合で日本の調査操業および開発漁業提案について議論が行われ、調査漁獲データの解析が進んだこと、新たに設定された資源評価および漁獲可能量の算出方法が採用された結果、2018/2019 年 CCAMLR 漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年より 102 トン増の合計 4,441 トンとなった。

(3) ニュージーランド水域

2016 年 5 月に NZ 政府が EEZ 内での操業漁船の NZ 籍化を義務付ける法律を施行したことにより、トロール船 1 隻が NZ に転籍を行い操業の継続をおこなっている。NZ が 2018 年 3 月に STCW-F 加盟国となったことから転籍に当たり NZ との間で合意した船舶職員免許の相互認証が失効するとの話があり、国交省による交渉を行ってもらったところ現状の相互認証が延長されることとなった。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

2018 年 11 月 26 日～11 月 30 日にナミビア・スワコプムントで第 15 回 SEAFO 年次会議が開催された。2018 年の年次会議で 2019 年、2020 年の 2 年間の漁獲可能量が定められ、マルズワイガニについては漁獲管理規制 (HCR) により 5%削減された。2017 年に 2 年間の漁獲割当の導入と操業実態からみて今後物理的な年次会合は 2 年に 1 回の開催とする方向性が合意されたが、具体的会議運営方法などが詰まらずまた、一部に反対する国も出たため、2019 年も引き続き物理的年次会合と開催することとなった。

(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及び SIODFA(南インド洋深海漁業協会)

南インド洋漁業条約 (SIOFA : 2012 年 6 月発効) の第 5 回年次会合は 2018 年 6 月タイのプーケットで開催され、オブザーバーデータの提出が義務化された。また、第 5 回年次会合では、洋上検査手続規則案が議論されたが、武器の携行を認めるか否かについて関係国 (携行支持国 : 仏、豪、EU, 慎重国 : タイ、日本、クック諸島) で意見が分かれ引き続き議論することとなった。同海域では、第五十八富丸の 1 隻のみが操業した。

3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

ICFA (国際水産連合)

遠洋トロール漁業等の操業への支障が生じないように、反漁業活動の阻止を行うために関係団体と連携して 2018 年 11 月国際水産連合 (ICFA) 総会へ参加し、諸外国の漁業団体及び FAO (国連食糧農業機関) との協力を行った。

II. その他関係事業

(1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとって TPP、EPA、WTO 等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(2) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行に尽力した。

(3) エコラベルへの取り組み

(一社)大日本水産会を事務局として新たな法人として立ち上げられた「(一社)マリン・エコ・ラベル・ジャパン協議会 (MEL ジャパン)」について積極的な関与・協力を行った。

(4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格を超えた場合に超過部分について補填する事業について、円滑な手続きの実施に努めた。2018 年度は四半期中 3 回の補てんが発動された。

(5) 資源管理計画・漁業所得補償対策

資源管理計画を策定・実施することを条件に漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」に加入している漁船に対し、指導・支援を行った。また、新たに積立ぷらす加入を目指す会員企業のため、水産庁と調整を行った。

(6) がんばる漁業復興支援事業

会員の開洋漁業(株)が東日本大震災にともなう津波で失った第五天州丸の代船として建造された「第五十一開洋丸」が、天皇海山とインド洋で実施してきた「がんばる漁業復興支援事業」は、平成 30 年(2018 年)8 月 24 日をもって事業期間を終了し、事業期間内の報告書の作成と保管を行った。

(7) 輸入割当管理

当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため適切に輸入割当を管理し、必要な負担金の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(8) 海務・労務特別委員会関係

漁船の運航に係わる制度等を検討する(一社)大日本水産会・海務労務専門委員会と協力し、IMO(国際海事機関)関係の SOLAS 条約、MARPOL 条約、ケープタウン条約、STCW-F の発効、ポーラーコードの策定過程に対して情報

収集を行った。条約策定過程や国内法制度化に際して業界の意見を反映させた。特にポーラーコードでは、国交省による国内法制化にあたり、求められた乗組員の訓練制度について、漁船の実情に合わせた制度を実現した。

(9) その他

将来の遠洋漁業の活路を開拓するため裸用船による外国籍への円滑な転籍が可能となるよう船籍登録の一時停止制度（船籍サスペンド制度）の導入を求める働きかけを関係機関に対して行うことや、当協会員に対し、関係省庁・関係団体等の関連情報の提供をメールや書類等で行い、本会会務の円滑な運営を図った。